

埼玉県公共事業景観形成指針の解説

攻略本



眺められる公共施設＝景観資源

公共施設から眺める＝視点・眺望点



埼玉県の景観を良くするために

工夫とデザインで勝負！

本編

指針のポイント	P 2
埼玉県公共事業景観形成指針	P 4

解説編

指針第1 目的	P 2 3
指針第2 適用の範囲等	P 2 4
指針第3 基本的事項	P 2 7
指針第4 さらに良くするための工夫	P 3 1
指針第5 みんなで守るルール	P 4 6
指針第6 運用システム	P 5 9

資料編

周辺の景観資源を探すときの参考	P 6 7
指針見直しの背景等	P 7 4
市町村の窓口	別 添

本 編

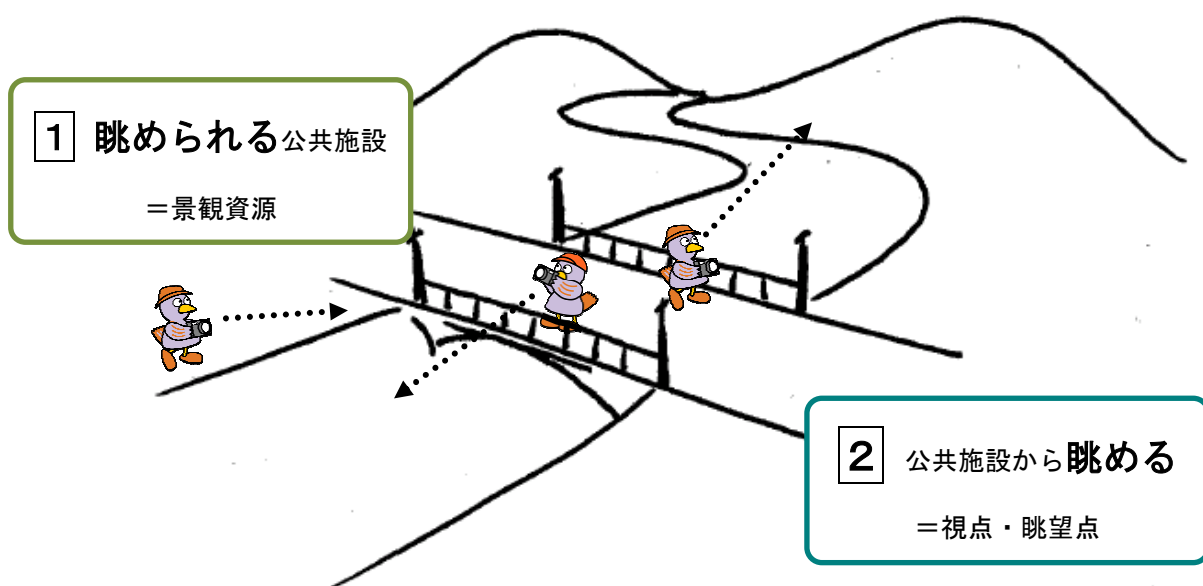
指針のポイント

埼玉県公共事業景観形成指針

公共施設は **1 眺められる** 対象物でもあり、周辺の景観資源を

2 眺める 場所でもあります。

この2つの考え方に着目して、公共施設に様々な工夫とデザインを施して良好な景観形成を図っていきます。



1 眺められる 対象としての工夫（景観資源）

公共施設が地域らしさを表現して、その地域の景観資源となることを目指します。

■ 周辺の調査

周辺の地形、地域の歴史や伝統、市民生活などを調査します。

また、周辺の視点を調査し、公共施設がどの様に眺められるか考えます。

P45

■ 景観資源となる整備

地形を生かしたデザインや、歴史や伝統を受け継いだデザインにするなど、地域の景観資源となる整備をします。そして、商工業の発展、都市の躍動、未来への夢をリードします。

P31

■ 工夫とデザイン

グレードアップするのではなく、工夫とデザインで機能的で安心・安全な公共施設を目指します。

2 眺める 場所としての工夫（視点・眺望点）

公共施設が周辺の景観資源を眺める場所として心地良い施設になることを目指します。

■ 周辺の調査

周辺にある歴史的建造物、シンボルツリー、山並や田園などの景観資源を探します。

P67

■ 視点の整備

公共施設の利用者が利用する全ての場所を視点とします。


探し出した景観資源が、視点から眺めやすいように工夫します。

P36

■ 眺望点の整備

特に景観資源が眺めやすい場所を眺望点とします。眺望点では、利用者がゆっくり心地良く眺めることができるように工夫します。

P40

※  解説が記載されているページ番号です。

指針の構成

第1 目的

第2 適用の範囲等

- 1 適用の範囲
- 2 適用の除外
- 3 国等への要請

第3 基本的事項

- 1 埼玉県景観アクションプランとの整合
- 2 市町村の景観計画等への配慮
- 3 国の景観形成ガイドラインへの配慮
- 4 その他

第4 さらに良くするための工夫

- 1 景観資源をつくる
 - (1) 自ら景観資源となる工夫
- 2 景観資源を引き立てる
 - (1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫
 - (2) 眺める場所を心地良くする工夫
 - (3) 周辺の景観資源の邪魔をしない工夫

第5 みんなで守るルール

- 1 公共施設の外観の色彩
- 2 サインの色彩
- 3 占用許可

第6 運用システム

- 1 チェックシートの作成
- 2 専門家アドバイス
- 3 その他

まえがき

埼玉県には、秩父の山々や丘陵、広大な平野部の田園や台地、そして大小河川などの豊かな自然がある。また、地域の歴史に根ざしたまちなみ、調和のとれた快適な住宅地やさいたま新都心などの魅力ある商業業務地など、様々な表情をもった美しい景観を有している。

道路、橋梁、河川、公園及び建築物等の公共施設は、周辺の景観に及ぼす影響が大きく、地域の景観を形成する上で重要な役割を担っている。

本県では、平成4年1月に埼玉県公共事業等景観形成指針（以下「従前の指針」という。）を策定し、公共事業が率先して手本となるような優れた高質の景観整備を実践し、地域の景観形成を先導してきた。

県民の価値観が多様化し、景観に対する意識が高まり、公共事業における景観形成のあり方にも変化が生じている。

人口減少と高齢化の進展による社会構造が転換を迎える中、厳しい経済・財政状況ともあいまって、大規模な新規の公共事業は減少していることから、既存の公共施設を利用しやすい質的な向上を図り、有効活用する必要がある。

平成16年には景観法が制定された。平成19年には埼玉県景観条例（平成元年制定）を改正するとともに、新たに埼玉県景観計画を策定し、民間建築物等に色彩制限基準を導入するなど景観行政の充実を図ってきた。

県内各地を見渡すと、貴重な景観資源を有しながらもそれらを十分に生かしているとは言い難い。地域の活力の向上が求められる中、公共事業を通して既存の景観資源を活用し、新たな地域の魅力を形成していくことが必要である。

このため、本県の公共事業における景観形成を図る上での方針を明確にし、従前の指針を見直すこととした。

埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号。）第19条第2項に基づき、埼玉県公共事業景観形成指針を次のように定める。

なお平成24年4月2日に指針を改正し、アピールシートに代えてチェックシートを作成することとした。

P75

P74

P76

第1 目的

P23

県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とする。

第2 適用の範囲等

1 適用の範囲

県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物等の新設（新築）、増設（増築）、外観を変更する修繕及び維持管理（以下「公共事業」という。）を適用の範囲とする。

P24

2 適用の除外

(1) 法令等の定めがあり、この指針に基づく配慮が講じられない場合は、その事項に限り適用を除外することができる。

P25

(2) 道路、橋梁、河川、公園及び建築物（以下「公共施設」という。）のうち、森林管理道、河川の管理用通路など主に特定の者が利用する部分は、第4のうち、2（1）の「周辺の景観資源を眺めやすくする工夫」及び（2）の「眺める場所を心地良くする工夫」の適用を除外することができる。

P26

3 国等への要請

国、市町村、その他の法人（埼玉県景観規則（平成19年埼玉県規則第90号）第34条に基づく法人）が県内で行う公共事業に対して、第4の「さらに良くするための工夫」に適合する措置を講ずるよう要請する。

第3 基本的事項

1 埼玉県景観アクションプランとの整合

県は、景観づくりのビジョンとその実現に向けどのように行動していくのかを示した埼玉県景観アクションプランを策定した。公共事業においても埼玉県景観アクションプランとの整合性に配慮する。

P27

2 市町村の景観計画等への配慮

景観行政団体である市町村の区域内で行う公共事業においては、その市町村が定める景観計画及び公共事業景観形成指針等に配慮する。

P28

3 国の景観形成ガイドラインへの配慮

国は公共事業において良好な景観形成を図るため、事業毎に景観形成ガイドラインを策定している。公共事業における景観形成においては、これらの景観形成ガイドラインを参考とする。

P29

4 その他

公共事業における良好な景観形成には、ユニバーサルデザインの取り組みや、大規模な事業で実施される戦略的環境影響評価（戦略的環境アセスメント）及び環境影響評価（環境アセスメント）の制度が密接に関連している。これらに配慮し、良好な景観形成を図る。

P30

第4 さらに良くするための工夫

公共施設に必要な機能と安心・安全の確保や経済性を考慮した上で県の公共事業により、良好なまち並みを創造し、また周辺の景観資源を生かして良好な景観を醸し出すために「さらに良くするための工夫」を定める。

1 景観資源をつくる

これまで県の公共事業は、地域における良好な景観形成の先導的役割を担ってきた。これからも自ら景観資源となり、先導的役割を果たしていく。

(1) 自ら景観資源となる工夫

ア 地形を生かす

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視する。公共施設の配置や大きさなどのデザインを工夫し、周辺の地形及び環境への調和に努める。

P31

イ 水と緑に親しむ

山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。公共施設の配置や植栽などのデザインを工夫し、公共施設と水と緑の一体的な修景に努めるなど、水と緑との調和を図った表情豊かな景観形成に努める。

P32

ウ 歴史と伝統を受け継ぐ

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。公共施設の形状や素材などのデザインを工夫し、歴史や文化が継承、発展されるように地域にふさわしい、個性ある景観形成に努める。

P34

エ 身近な生活環境を良くする

活力ある市街地環境や魅力ある良好なまち並み、四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整えていく。公共施設の大きさや色彩などのデザインを工夫し、地域にふさわしい楽しさや賑わい、あるいは落ち着きやゆとりのある景観形成に努める。

P35

2 景観資源を引き立てる

周辺にある景観資源の魅力を高めるため、その景観資源を眺めやすくし、さらに眺める場所を心地良くするなど、景観資源を引き立てる公共事業を進める。

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫

ア 公共施設から周辺の景観資源を眺める際に妨げとなる防護柵やサインなどの付属物は、景観資源や周辺環境との調和を考慮して設置する。

P36

イ 公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では、眺めの妨げとなる付属物は、原則として設置しない。

P40

(2) 眺める場所を心地良くする工夫

ア 公共施設は、その場所が周辺の景観資源を安心して安全に眺められる状態であることを利用者がすぐに感じられるように、その場所の各々の要素をきめ細かく「安心・安全」を表現したデザインの工夫を施す。

P42

イ 公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では、「安心・安全」の配慮に加えて、地場産の材料の使用など「地域らしさ」が感じられるようなデザインの工夫を施す。

(3) 周辺の景観資源の邪魔をしない工夫

ア 周辺の景観資源とそれを眺める場所（視点）との間やその景観資源の後方には、眺めの妨げになる公共施設は、可能な限り配置しない。

公共施設を配置する場合は、景観資源や周辺環境と調和した色彩、素材、形状、大きさとする。

イ 周辺の景観資源とそれを眺めやすい場所（眺望点）との間やその景観資源の後方には、眺めの妨げになる公共施設は、原則として配置しない。

P45

第5 みんなで守るルール

落ち着いたあるまじい並みを整えるとともに、身近な景観を心地良いものにするためには、公共施設の外観やサイン等に一定のルールが必要である。そこで景観形成に大きな影響要因となる色彩に関して、公共施設の景観形成にかかわる者が「みんなで守るルール」を定める。

1 公共施設の外観の色彩

別表の色彩制限基準に該当する色彩が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えてはならない。

上記の考え方ができないもの（舗装、護岸等）については、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）。

ただし、地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた場合や次に掲げる場合等については、この限りでない。

(1) 市町村が地域カラーを定めている場合

(2) 既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に、同じ

P46

制限色を用いる場合

(3) 利用者の関心を引くため、又は公衆の安全を確保するために
制限色を用いる場合

なお、(1) から (3) の場合にあつては、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

2 サインの色彩

公共施設に設置するサイン（建築物の屋内に設置するものを除く。）の地色（文字と図以外の部分）は、原則として彩度6を超える色彩としない。ただし、地域の個性や賑わいの創出などのため、総合的にデザインする場合はこの限りでない。

P55

3 占用許可

公共施設に民間の屋外広告物等の占用を許可する場合は、1の「公共施設の外観の色彩」及び2の「サインの色彩」のルールを準用する。

P57

第6 運用システム

県の公共事業における景観形成の一貫性を確保するとともに一層の景観形成の向上に資するため、また景観の取り組みを県民等に情報公開するための「運用システム」を定める。

P59

1 チェックシートの作成

公共事業の設計段階及び施工段階において、公共事業担当課所は別途定める「チェックシート作成要領」に従い、チェックシートを作成する。

P60

2 専門家アドバイス

(1) 基本設計段階

基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについては、実施設計を行う前に審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映させる。

(2) 施工段階

基本設計段階で審議会のアドバイスを受けた公共事業は、今後の公共事業の取り組みに生かすために、施工後に審議会のアドバイスを受ける。

ただし、1つの基本設計に対し複数の工区に分けて施工する場合は、最初の工区の施工後に審議会のアドバイスを受け、その後の工区の施工においてそのアドバイスを反映させる。

また、全ての工区の施工後に審議会のアドバイスを受ける。

3 その他

施工前に工事内容を地域住民等に説明する場合には、チェックシートの内容、及び専門家アドバイスの内容など景観に関する内容についても説明する。

別表 色彩制限基準

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	—	2を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	2以上	6を超える
	2未満	全て
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	2を超える	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2以下	全て
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	全て
N	2以下	—

関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	9以上	全て
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	9以上	全て
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上	全て
	9未満	2を超える
N	9以上	—

※制限される範囲を示しています。

チェックシート作成

様式 1

埼玉県公共事業景観形成指針チェックシート（平成 25 年度改訂版）

本チェックシートは、県の公共事業による景観形成の向上を実現し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与するため運用するものです。埼玉県景観条例第 19 条により、公共事業担当課所の発注事業には運用システムが適用されます。（埼玉県公共事業景観形成指針第 6）

対象事業に該当する場合は運用システムに基づき、チェックシートの提出が必要となります。

起工時及び完成時に、次ページ以降①・②の【共通】及び【該当する事業分類項目】をチェックし、完成後に完成写真 1 枚以上（設計業務委託の場合は現況写真）を添えて、田園都市づくり課景観・屋外広告物担当(a5540-01@pref.saitama.lg.jp)に電子メールで提出して下さい。

「全ての設計業務委託」及び「1,000 万円以上の工事」のうち、下記のいずれかに該当する場合は対象事業となります。

〈景観配慮の必要性が高い区域における事業〉

- 国立公園、県立自然公園の区域内（森林管理道は除く）
- 重要伝統的建造物群保存地区（川越市の一部のみ指定）
- 景観地区（現在、指定はありません）
- 景観協定（オレンジ吉川美南地区景観協定〔吉川市〕、結美の丘景観協定〔さいたま市〕、ブルームスクエア志木・新座景観協定〔新座市〕、ことのは越ヶ谷景観協定〔越谷市〕）の区域内

〈景観配慮の必要性が高い工種〉

- 園地（都市公園に限らない、ポケットパーク・親水施設・庭園等を含む）
- 橋長 2.5m 以上の橋梁（耐震補強・修繕のほか、仮設や製作のみの場合は除く）、水門
- 電線地中化
- 塗装（塗替えを含む）
- 建築（建築設備、屋上防水、内装、解体、耐震補強のみのものを除く）
- 計 L=100m 以上にわたり、照明灯や植栽帯（柵）、転落防止柵等（ガードレールやボラードを含む）が設置される道路・街路
- アスファルト舗装、コンクリート舗装以外の舗装をする道路・街路（自然石舗装、レンガ舗装、コンクリートブロック舗装、コンクリート平板ブロック舗装、磁器タイル舗装など）
- 河川や湖沼、用水路等の水面が（工事箇所から）眺められる道路・街路
- 計 L=100m 以上の擁壁、護岸等が整備される事業

- ※ 災害復旧や災害防除等の事業は対象外とする。
- ※ 地盤改良や路盤、杭等、将来的に地表に現れない部分のみの工事は対象外とする。
- ※ 雑草刈払い等の維持管理工事や補修工事は対象外とする（塗替え工事は対象）。
- ※ ほ場整備事業及び整備済地区における事業は対象外とする。
- ※ 市町村等からの委託工事など、市町村等に帰属する公共施設の整備事業は対象外とする。
- ※ 同一年度に完了する複数工区の工事は、1 件として取り扱うものとする。
- ※ 設計業務委託と工事を同一年度を実施する場合は、1 件として取り扱うものとする。
- ※ 本チェックシートにおいて「街路」は沿道に建物が並ぶ市街地の道路、「道路」はそれ以外を指す。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

基本情報

記入者 情報	課所名	<input type="text"/>
	担当名	<input type="text"/>
事業名	<input type="text"/>	
事業概要	事業分類	<input type="text"/>
	道路・橋梁	
事業場所	<input type="text"/>	
事業期間	平成 29 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月	

各項目は景観デザインの基本的な考え方を示したものですが、経済的制約条件を含め、各項目の工夫が望ましいかどうかは現場の状況に応じて判断されるものですので、工夫の適用を強制するものではありません。

1	眺められる対象としての工夫	【共通】及び【該当する事業分類】をチェック
2	眺める場所としての工夫	【共通】及び【該当する事業分類】をチェック (森林管理道、河川の管理用通路、土地改良事業などは対象外)

1 眺められる対象としての工夫 について

【共通】

- 色彩制限基準に該当する色彩は各立面の 1 / 3 以下とする。
 舗装、護岸など「各立面」が考えられないもの場合は色彩制限基準に該当する色彩は使用しない。
 （指針の解説 P.45～54、<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikan-top/documents/627971.pdf>）
 ※無着色の石、土、レンガ、コンクリート、木材の他、耐候性鋼材や溶融亜鉛メッキ等は色彩制限基準に該当しない色彩として取り扱います。
 ※周辺の環境や構造物と調和した色彩を使用するよう心がけてください。
- 同一の断面形状が長く連続しないように（単調に見えないように）する。
- 特に景観的配慮を要する場所では、転落防止柵等が閉鎖的に感じられないようにする。
- 水際線が直線的にならないようにする。

チェックシート作成

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

- 道路と河川、道路と公園、河川と公園などの境界部を一体的にする。
- 特に景観的配慮を要する場所では、舗装材（ブロック材）はなるべく小さい材料を使用する。
- 舗装面に適度な大きさと輪郭線の複雑な図を取り入れる。
- 植栽する箇所には地面に起伏を施す。
- 単調なコンクリート壁に造形（スリットや笠木、支壁のデザインなど）を施す。
- 敷地内に既存の自然環境を保全する。
- 埼玉県産材の利用により地域性を表現する。
- 形態意匠により地域性を表現する。
- 重要な目印となる地点にランドマークとなる樹木を配する。
- 十分な幅員を有する植栽帯を設ける。
- 郷土樹種等に考慮し、四季を感じられる樹木や草花を植栽する。

【道路・橋梁】

- 地形を生かした線形計画や、高架構造・上下線分離構造の採用等により、周辺の地形に調和させる。
- 法面の表情を和らげる。
- 道路敷に既存の樹木を保全する。
- 橋梁の形態意匠は周囲に与える圧迫感を和らげるものとする。
- シンプルで透過性の高い高欄デザインを採用する。

【街路】

- 歩車道幅員比(Ds/D)をできるだけ大きく（見えるように）する。
- 特に景観上の配慮を要する街路において、車道部の舗装材料に変化をつける。輝度の高い塗装材の使用を避ける。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

特に景観上の配慮を要する街路において、道路境界部または歩車道境界部の境界線をなるべく直線的にしない。

【河川・調節池等】

場所にあった材料を使用し、護岸の表情を和らげる。

良好な河川環境の形成を実現するため、多自然川づくりを基本とした川づくりとする。

【園地】

築山などにより地形をつくる。

園路を直線的な形状にしない。

【建築・まちなみ】

周辺の景観資源の眺めが阻害されないように、建物配置・形状を工夫する。

周辺との連続性を意識した調和した素材・色彩とする。

道路の延長線上に、ランドマークとなるような建築物を配置する。

沿道部分を道路と一体化させる。

木材の利用や良好に維持される壁面の緑化等により、柔らかな雰囲気を持たせる。

歴史的建築物を再生し活用している。

屋上設備等の付加要素が外部から直接見えない（目立たない）ように工夫する。

サイン類のデザインの統一を図る。

【自由記述欄】

チェックシート作成

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

2 眺める場所としての工夫 について

【共通】

山岳や建造物、水面等の景観資源が適度な見込み角で見える位置に眺望点（視点）を計画する。

（景観資源：）

スロープや比高の小さい段差の活用により、柵等による視方向の立ち上がりを抑える。

樹木が眺望を妨げないように配慮する。

要所にベンチを設置する。また、ベンチから見せるものを意識して、ベンチの配置や向きを計画する。

ベンチは床仕上げによる分節やポケットパーク、植え込み等により自己領域（自分自身のヒューマンスケールな空間）を形成する。

ベンチの座面や床材、柵の手すりなどの部分に木材を使用する。

集客地の滞留用拠点では、飲食サービスが提供されるようにする。

水際をできるだけ緩い斜面とするなど、水面に近づきやすい（を眺めやすい）視点場を形成する。

高圧線鉄塔等への視線を遮る。

【道路・橋梁・街路】

山岳や建築物などがアイストップとなるように線形を計画する。

（景観資源：）

特に景観上の配慮を要する場所において、電柱、街路灯や電線共同溝の地上機器等をできるだけ壁面に寄せるようにする。

良好な沿道景観が眺められる場所では、視方向の立ち上がり（街路樹、街路灯、ガードレール、ボラード等）ができるだけ目立たないようにする。

（景観資源：）

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

標識、照明、信号、電柱などの一部を共架する（電線地中化も含む）。ストリートファニチャーの色彩や形態に一体感を持たせる。

歩行者通行量の特に関数多い街路等では、車道部との位置関係を十分に考慮して休憩スペースを整備する。

道路敷に余裕がある場合、路肩や歩車道境界部をソフトショルダー（自然な起伏のある幅広の路肩）とする。

【河川・調節池等】

特に景観上の配慮を要する場所では、ヒューマンスケールな親水空間を整備する。

天端部・法面・護岸を一体的に整備することや、高水敷を利用可能な空間として整備することにより、居心地よく眺める場所を整備する。

（景観資源：）

【建築・まちなみ】

水辺や樹林など、外部の既存の景観資源が眺められるようにする。

（景観資源：）

中庭や屋上庭園、デッキ等の設置により、明るく開放的な視点場を整備する。

T字路・Y字路・カーブなどを多用したまちなみを形成する。

【自由記述欄】

チェックシート作成

チェックシート作成要領

第1 目的

本要領は、埼玉県公共事業景観形成指針運用システムにおけるチェックシートの対象事業及び様式等を定めたものである。

第2 対象事業

チェックシートの対象事業は「全ての設計業務委託」及び「1,000万円以上の工事」のうち下記のいずれかに該当する事業とする。

〈景観配慮の必要性が高い区域における事業〉

- 国立公園、県立自然公園の区域内（森林管理道は除く）
- 重要伝統的建造物群保存地区（川越市の一部のみ指定）
- 景観地区（現在、指定はありません）
- 景観協定（オレンジ吉川美南地区景観協定〔吉川市〕、結美の丘景観協定〔さいたま市〕、ブルームスクエア志木・新座景観協定〔新座市〕、ことのは越ヶ谷景観協定〔越谷市〕）の区域内

〈景観配慮の必要性が高い工種〉

- 園地（都市公園に限らない、ポケットパーク・親水施設・庭園等を含む）
- 橋長2.5m以上の橋梁（耐震補強・修繕のほか、仮設や製作のみの場合は除く）、水門
- 電線地中化
- 塗装工事（塗替えを含む）
- 建築（建築設備、屋上防水、内装、解体、耐震補強のみのものを除く）
- 計L=100m以上にわたり、照明灯や植栽帯（柵）、転落防止柵等（ガードレールやボラードを含む）が設置される道路・街路
- アスファルト舗装、コンクリート舗装以外の舗装をする道路・街路（自然石舗装、レンガ舗装、コンクリートブロック舗装、コンクリート平板ブロック舗装、磁器タイル舗装など）
- 河川や湖沼、用水路等の水面が（工事箇所から）眺められる道路・街路
- 計L=100m以上の擁壁、護岸等が整備される事業
 - ※ 災害復旧や災害防除等の事業は対象外とする。
 - ※ 地盤改良や路盤、杭等、将来的に地表に現れない部分のみの工事は対象外とする。
 - ※ 雑草刈払い等の維持管理工事や補修工事は対象外とする（塗替え工事は対象）。
 - ※ ほ場整備事業及び整備済地区における事業は対象外とする。
 - ※ 市町村等からの委託工事など、市町村等に帰属する公共施設の整備事業は対象外とする。
 - ※ 同一年度に完了する複数工区の工事は、1件として取り扱うものとする。
 - ※ 設計業務委託と工事を同一年度実施する場合は、1件として取り扱うものとする。
 - ※ 本チェックシートにおいて「街路」は沿道に建物が並ぶ市街地の道路、「道路」はそれ以外を指す。

第3 チェックシート

チェックシートの様式は様式第1号のとおりとし、工事完成后（設計業務委託の場合は業務完了後）に田園都市づくり課景観・屋外広告物担当まで、完成写真1枚以上を添えて（設計業務委託の場合は現況写真）電子メールで提出ものとする。

第4 チェックシートの管理

田園都市づくり課景観・屋外広告物担当はチェックシートの提出状況をホームページ上で集計し、代表的な事例について公開するものとする。

解説編

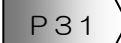
- 指針第1 目的
- 指針第2 適用の範囲等
- 指針第3 基本的事項
- 指針第4 さらに良くするための工夫
- 指針第5 みんなで守るルール
- 指針第6 運用システム

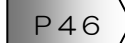
第1

県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とする。

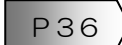
■ 良好な景観とは、人が眺めて、感じて、良し悪しを判断します。

■ 眺められる対象が素晴らしいものであることはもちろん、

指針第4 1 景観資源をつくる  P31

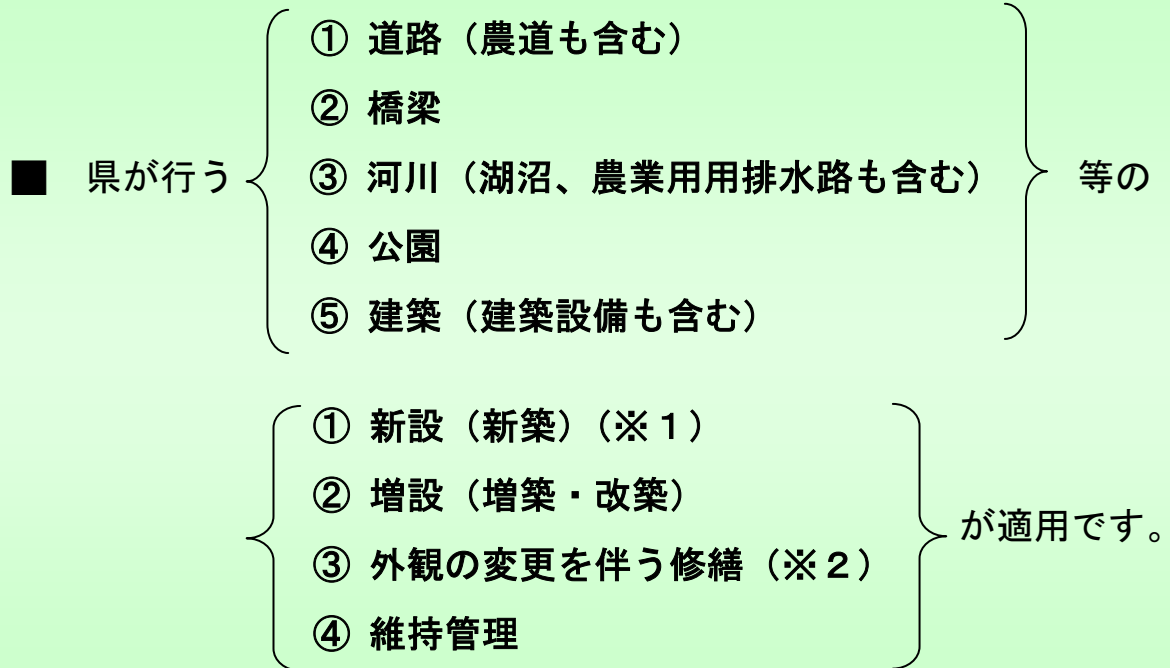
指針第5 みんなで守るルール  P46

■ 眺めやすいことと、眺める場所が心地良いことが重要です。

指針第4 2 景観資源を引き立てる  P36

第2-1

県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物等の新設（新築）、増設（増築）、外観を変更する修繕及び維持管理（以下「公共事業」という。）を適用の範囲とする。



※1 民間開発により造られる道路等で、その後県に移管されるものは対象です。


※2 工事内容に外観の色彩、素材、形状、大きさの変更を含む工事は対象となります。

■ 景観形成の検討は、事業単位で行います。

例えば施設の一部を修繕する工事の場合、修繕を施す部分について景観形成の工夫を行うこととなります。

（参考）景観法に基づく行為の制限

大規模な建築物や工作物は、景観法に基づき市町村に通知が必要です。

 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikan-todoke.html>)

※  は Web アドレスです。

2 適用の除外

第2-2-(1)

法令等の定めがあり、この指針に基づく配慮が講じられない場合は、その事項に限り適用を除外することができる。

■ 道路構造令

標識の大きさや色彩が決められているので、その事項は適用除外できます。

ただし、支柱の色彩や形状、設置する位置は工夫して下さい。



第2-2-（2）

道路、橋梁、河川、公園及び建築物（以下「公共施設」という。）のうち、森林管理道、河川の管理用通路など主に特定の者が利用する部分は、第4のうち、2（1）の「周辺景観資源を眺めやすくする工夫」及び（2）の「眺める場所を心地良くする工夫」の適用を除外することができる。

■ 一般の人の利用を妨げない施設であっても、その本来の役割を優先して、適用除外ができます。

■ 森林管理道

適切な森林整備の推進や林業経営の効率化等を図るための道である。



■ 河川の管理用通路

施設の適切な維持管理や災害時に活動するための場所である。



1 埼玉県景観アクションプランとの整合

第3-1

県は、景観づくりのビジョンとその実現に向けどのように行動していくのかを示した埼玉県景観アクションプランを策定した。公共事業においても埼玉県景観アクションプランとの整合性に配慮する。

■ 景観アクションプラン

埼玉県の魅力を最大限に生かし、良好な景観形成の取組みを強化するため、景観づくりのビジョンを定め、その実現に向けどのように行動していくか示しています。

(平成18年3月策定)



景観づくりのビジョン

- ・ 基本目標
- ・ 景観特性
- ・ 基本方針
- ・ 景観形成における役割
など

行動計画

- ・ 景観に関わる施策の体系
- ・ 広域景観形成支援プロジェクト

制度づくり

- ・ 景観法の施行に伴う条例の改正方針
- ・ 景観計画の策定方針 など
- ・ 行動スケジュール など

第3-2

景観行政団体である市町村の区域内で行う公共事業においては、その市町村が定める景観計画及び公共事業景観形成指針等に配慮する。

■ 景観行政団体の市町村

景観法に基づき自ら景観に取り組む市町村です。

※平成30年3月現在の景観行政団体（17市）

さいたま市、川越市、戸田市、八潮市、草加市、川口市、秩父市、新座市、三郷市、熊谷市、志木市、越谷市、春日部市、和光市、所沢市、朝霞市、飯能市



(http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikansakutei_joukyou.html)

景観法第7条第1項抜粋

（定義等）

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

景観法第8条第1項抜粋

（景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農村漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

3 国の景観形成ガイドラインへの配慮

第3-3

国は公共事業において良好な景観形成を図るため、事業毎に景観形成ガイドラインを策定している。公共事業における景観形成においては、これらの景観形成ガイドラインを参考とする。

■ 国の景観形成ガイドライン

道路 橋梁

道路デザイン指針（案）（H29.10 改定）

…特定の道路に限定して適用するものではなく、すべての道路に反映できる指針です。

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（H29.10）

…道路附属物等の設置・更新を検討するにあたって活用できるようにまとめられた指針です。

河川

河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（H18.10）

…河川管理者、地方公共団体、市民、企業等のすべての関係者によって活用できるようにまとめられた指針です。

砂防

砂防関係事業における景観形成ガイドライン（H19.2）

…砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業に関する指針です。

公園 街路 など

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（H23.6 改定）

…市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業などの都市整備事業を対象としています。

建築物 住宅

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（H17.3）

…地方公共団体等の公的事業者や民間事業者が、国の補助金等を受けて住宅・建築物等の整備を行う事業を対象としています。

建築物

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（H24.3 改定）

…景観形成技術を活用した官庁営繕の参考事例です。

農村整備

農業農村整備事業における景観配慮の手引き（H18.5）

…良好な農村景観を保全、形成するために必要な事項を取りまとめたものです。



(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)

第3-4

公共事業における良好な景観形成には、ユニバーサルデザインの取り組みや、大規模な事業で実施される戦略的環境影響評価（戦略的環境アセスメント）及び環境影響評価（環境アセスメント）が密接に関連している。これらに配慮し、良好な景観形成を図る。

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力の違いなどにかかわらず、様々な人に配慮して、はじめから全ての人が利用しやすいまち、施設、もの（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方です。

- ・ 埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針（埼玉県 平成14年2月）

 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/911-201001025-762.html>)

- ・ ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省 平成17年7月）

 (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010711_.html)

■ 戦略的環境影響評価（戦略的環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路などの計画等の案を作成する段階において、計画策定者が、社会経済面の効果や環境面の影響を予測評価した内容を県民等に開示し、情報交流することにより、幅広く環境配慮のあり方を検討するものです。

 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/sea.html>)

■ 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業を行う場合、その行為が周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査・予測・評価し、事業者・県民等・行政が意見を出し合って、より環境に配慮した事業にしていくための制度です。

 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/>)

1 景観資源をつくる

(1) 自ら景観資源となる工夫

ア 地形を生かす

第4-1-(1)-ア

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視する。公共施設の配置や大きさなどのデザインを工夫し、周辺の地形及び環境への調和に努める。

—眺められる公共施設＝景観資源—

お手本の事例

事例を参考に、さらに良くするための工夫をしてください。

- 道路が起伏のある地形を生かして素直に沿って通っている。(秩父市)

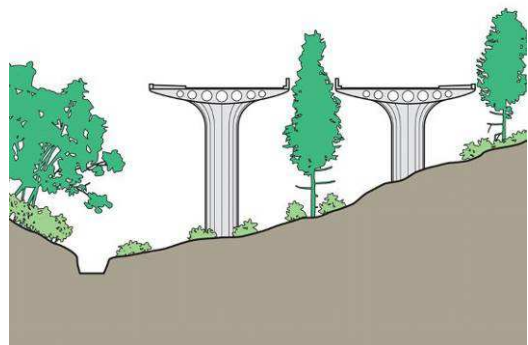


- 公園が山の自然の地形を可能な限りそのまま生かしている。(秩父市)



彩の国景観賞受賞(平成15年度)

- 道路を高架橋にし、さらに上下線を分割することで、山の地形を掘削せず樹木もそのまま生かしている。



1 景観資源をつくる

(1) 自ら景観資源となる工夫

イ 水と緑に親しむ

第4-1-(1)-イ

山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。公共施設の配置や植栽などのデザインを工夫し、公共施設と水と緑の一体的な修景に努めるなど、水と緑との調和を図った表情豊かな景観形成に努める。

—眺められる公共施設＝景観資源—

お手本の事例

- 生活道路で水や緑に親しめるよう親水公園のような整備をしている。(蕨市)



彩の国景観賞受賞(昭和63年度)

- 橋梁に休憩所とベンチを設置し、水辺や緑への視線と親しみを持たせている。(鴻巣市)



- 水辺の傾斜を緩くして川面に近づけることで子供達の遊び場になっている。(深谷市)



- 水辺に心地良いウッドデッキを設けることで、釣りなどのレクリエーションが楽しめる場となっている。(さいたま市)

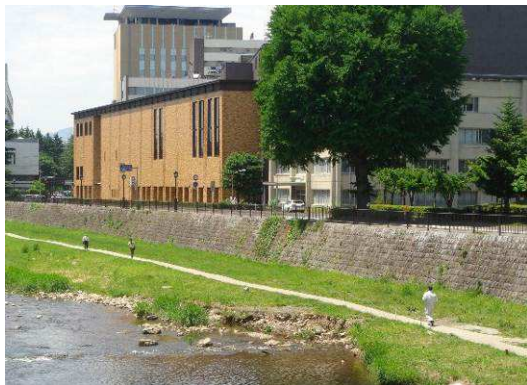


1 景観資源をつくる

(1) 自ら景観資源となる工夫

イ 水と緑に親しむ

- 河川の水辺に遊歩道を設けることで水に親しみながら散歩ができる。



- 公園内をせせらぎの小川が流れ利用者は水と緑に親しめる。



1 景観資源をつくる

(1) 自ら景観資源となる工夫 ウ 歴史と伝統を受け継ぐ

第4-1-(1)-ウ

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。公共施設の形状や素材などのデザインを工夫し、歴史や文化が継承、発展されるように地域にふさわしい、個性ある景観形成に努める。

—眺められる公共施設＝景観資源—

お手本の事例

- 軽快で緩やかなカーブを描く橋梁に地場産の木材を用いている。

(日高市)



彩の国景観賞受賞 (平成8年度)

- 歩道橋のデザインに日光街道の歴史をイメージした工夫をしている。

(草加市)



- 街道沿いの図書館が白壁と瓦の蔵をモチーフとしてデザインしている。(小川町)



彩の国景観賞受賞 (平成13年度)

- 江戸時代末期の民家づくりの建物を再生し、多目的ホールとしている。

(鴻巣市)



彩の国景観賞受賞 (平成20年度)

1 景観資源をつくる

(1) 自ら景観資源となる工夫

Ⅰ 身近な生活環境を良くする

第4-1-(1)-エ

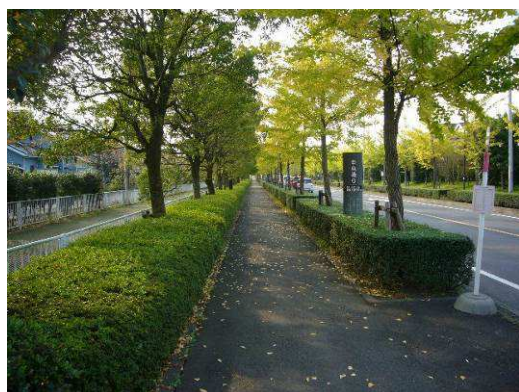
活力ある市街地環境や魅力ある良好なまち並み、四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整えていく。公共施設の大きさや色彩などのデザインを工夫し、地域にふさわしい楽しさや賑わい、あるいは落ち着きやゆとりのある景観形成に努める。

—眺められる公共施設＝景観資源—

お手本の事例

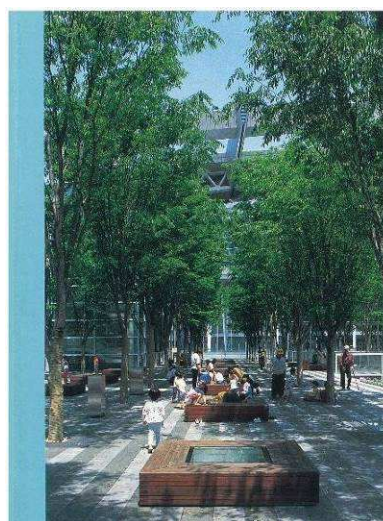
- 歩道の街路樹が暑さを和らげ歩行者に快適な木陰を提供している。

(幸手市)



- 駅前広場のケヤキが市街地に心地良い眺めをつくっている。

(さいたま市)



- 駅前自由通路の都市的なデザインが活力ある市街地をリードしている。(さいたま市)



- 長大な壁面を緑化し圧迫感を低減している。(さいたま市)



2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 視点

第4-2-(1)-ア

公共施設から周辺の景観資源を眺める際に妨げとなる防護柵やサインなどの付属物は、景観資源や周辺環境との調和を考慮して設置する。

—公共施設から眺める＝視点・眺望点—

お手本の事例（視点）

- 照明柱の色彩を白系にして地域のシンボルである建築物に調和させている。（さいたま市）



- 信号柱のデザインを工夫し茶系の色彩とすることで街路樹の緑に馴染んでいる。



- ガードパイプの色彩を周辺環境に馴染みやすくし、上端部を車道側に曲げたすっきりとしたデザインで歩道を広く感じさせている。



- 木製の防護柵は樹木の緑や水辺と馴染み、さらに環境への配慮になる。（さいたま市）



2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 視点

- 公園内のサインを統一したデザインとして樹木の緑に馴染ませている。



- 目立ち過ぎないシンプルなデザインの街路灯が歴史的な街並みを引き立てている。(川越市)



彩の国景観賞受賞（平成19年度）

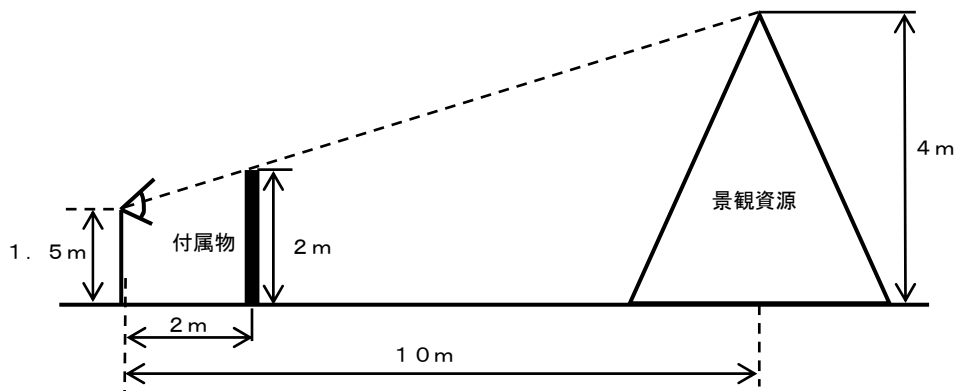
ヒント!

近くのものほど大きく見える

— 防護柵やサインなど公共施設の付属物について —

下図のように、私達目から2 mの距離にある高さ2 mのフェンス、防護柵、サインや照明灯など公共施設の付属物は10 mの距離にある高さ4 mの景観資源と同じ高さに見えます。幅（横方向の見え方）についても同様です。

このことから、景観資源を眺める場（視点）である公共施設に設置する付属物は、その色彩、素材、形状、大きさに充分配慮する必要があります。



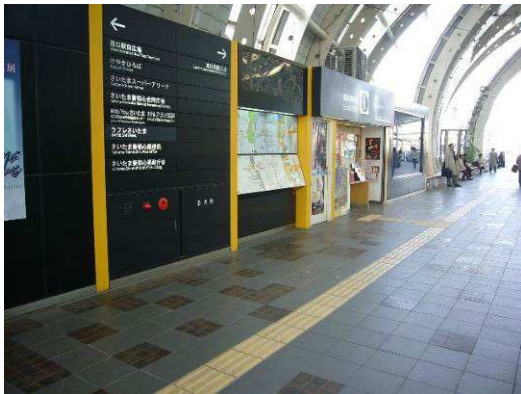
2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 視点

—公共施設から眺める＝視点・眺望点—

お手本の事例（視点）

- 壁面等のアクセントカラーと黄色い誘導ブロックを総合的にデザインして活力のある空間としている。（さいたま市）



- 茶系の舗装が街路樹の緑を引き立て心地良い歩道をつくっている。



2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 視点

—公共施設から眺める＝視点・眺望点—

残念な事例 あまり好ましくない事例です。

解説編

第4章 さらに良くするための工夫

- 照明柱の色が鮮やかすぎて、地域のシンボルである神社の雰囲気壊している。



- 舗装の緑が鮮やかすぎて地域のシンボルである樹木と馴染んでいない。



ヒント!

国土交通省が推奨する景観に配慮した道路附属物等の色彩

どの色彩を使うか迷ったときには、参考にしてください。

詳しくは、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年10月）」。



10YR6.0/1.0



10YR3.0/0.2



10YR2.0/1.0



5Y7.0/0.5

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 眺望点

第4-2-(1)-イ

公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では、眺めの妨げとなる付属物は、原則として設置しない。

—公共施設から眺める＝視点・眺望点—

お手本の事例（眺望点）

- 活力ある都市のまち並みが他のものに邪魔されずに眺めやすい場所を眺望点とし、ウッドデッキで心地良い空間としている。



- 橋のたもとの空間（橋詰）に広場（橋詰広場）設けることで、眺望点を創り出すことができる。

地域のシンボルである山が眺めやすい位置にベンチを設置し、その眺めを妨げないように転落防止柵の形状や色彩を工夫している。



2 景観資源を引き立てる

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫 … 眺望点

- 地域のシンボルである山が他のものに邪魔されずに、眺めやすい大きさを眺められる場所を眺望点とし休憩施設として整備している。(秩父市)



ヒント!

眺望点の考え方

- ① 景観資源が他のものに邪魔されずに眺められる
- ② 景観資源が眺めやすい大きさを眺められる
- ③ 景観資源が周辺の他のものに比べ相対的に大きく眺められる

①～③が揃うと眺望点です。

眺望点は、公共施設の利用者がゆっくり心地良く眺めることができるように工夫してください。

2 景観資源を引き立てる

(2) 眺める場所を心地良くする工夫 … 視点・眺望点

第4-2-(2)-ア

公共施設は、その場所が周辺の景観資源を安心して安全に眺められる状態であることを利用者がすぐ感じられるように、その場所の各々の要素をきめ細かく「安心・安全」を表現したデザインの工夫を施す。

第4-2-(2)-イ

公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では「安心・安全」の配慮に加えて、地場産の材料の使用など「地域らしさ」が感じられるようなデザインの工夫を施す。

—公共施設から眺める=視点・眺望点—

お手本の事例（視点・眺望点）

- 車道部に排水性舗装を用いることで環境にも配慮し、さらに降雨時の水跳ねを減少し歩行者に安心感を与え眺める場所を心地良くする。



- 車道との間の防護柵が座る人の頭を守るデザインで安心して座ることができる。



- 座る人の足下の床の仕上げに変化をつけることで歩行者の邪魔にならず安心して座れる。



- 歩道と水路との境界に地場産の木材を用いて地域らしさを表現している。（ときがわ町）



2 景観資源を引き立てる

(2) 眺める場所を心地良くする工夫 … 視点・眺望点

解説編

第4 さらに良くするための工夫

- 庁舎の屋上の回遊路を地域のシンボルである山に向けて歩きながら景観資源を眺められる。(秩父市)



- 橋梁の手摺りの人が直接手を触れる部分に木材を使っている。(草加市)



- ベンチの両側にプランターを設置することで、歩行者から守られている印象を受け、利用者に「安心・安全」を感じさせることができる。ただし、舗装の色彩には検討の余地がある。



残念な事例

- 歩道にあるベンチと車道の間にある人を守るものが無いので安心して座れない。



ヒント!

商業施設のデザインに「心地良さ」のヒントがあります

- 床の仕上げに変化をつけることで、座る人の領域性をさりげなく確保している。また、歩行者の歩行方向にプランターなどを置くことで座る人に「守られている」と思わせ、安心感を与えている。



2 景観資源を引き立てる

(3) 周辺の景観資源の邪魔をしない工夫

第4-2-(3)-ア

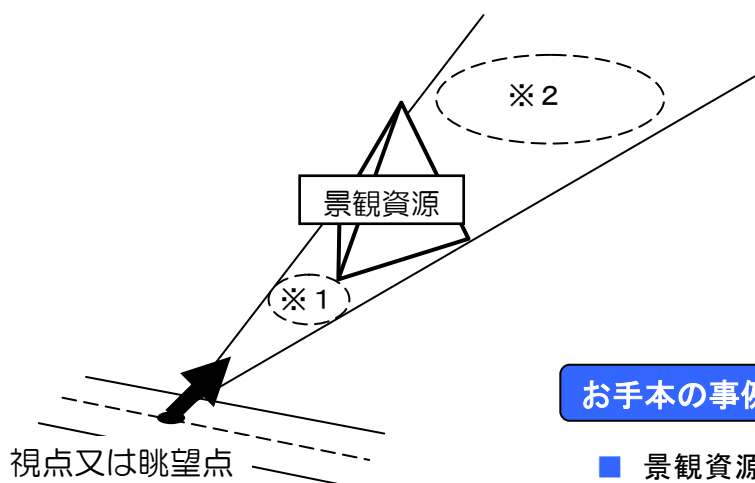
周辺の景観資源とそれを眺める場所(視点)との間(※1)やその景観資源の後方(※2)には、眺めの妨げになる公共施設は、可能な限り配置しない。公共施設を配置する場合は、景観資源や周辺環境と調和した色彩、素材、形状、大きさとする。

第4-2-(3)-イ

周辺の景観資源とそれを眺めやすい場所(眺望点)との間(※1)やその景観資源の後方(※2)には、眺めの妨げになる公共施設は、原則として配置しない。

■ 公共施設の位置や配置を検討する場合、

- 1 周辺にある景観資源と、その景観資源を眺める視点や眺望点を調査します。
- 2 もし、施設の位置が下図の※1※2の位置にある場合は、眺められることを十分に考慮して、配置、色彩、素材、形状、大きさなどのデザインを工夫してください。



お手本の事例

- 景観資源である美術館の背後のゴミ焼却場が、煙突の色彩を美術館と調和させたデザインとしている。



第5-1

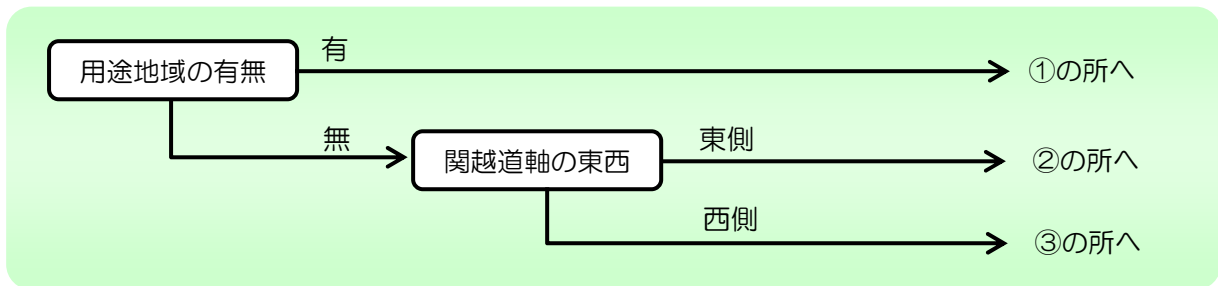
別表の色彩制限基準に該当する色彩が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えてはならない。

上記の考え方ができないもの（舗装、護岸等）については、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）。

ただし、地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた場合や次に掲げる場合等については、この限りでない。

- (1) 市町村が地域カラーを定めている場合
 - (2) 既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に、同じ制限色を用いる場合
 - (3) 利用者の関心を引くため、又は公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合
- なお、(1) から (3) の場合にあつては、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

■ 公共施設の位置が、用途地域の有無、関越自動車道軸の東西で、色彩制限基準が異なります



① 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている区域の色彩制限基準

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	—	2を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

- 区域の特徴
 - ・ 商業地、住宅地、工業地等の都市景観を形成
 - ・ 建築物等の外観の色彩は大多数がY R等の暖色系
- 基準の内容
 - ・ 構造物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
 - ・ 具体的にはY Rなど木や土といった自然の色に近い色相は彩度6、BやPのように構造物にあまり使われてこなかった色相は彩度2、その他は彩度4を超える色彩を制限

1 公共施設の外観の色彩

② 関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域の色彩制限基準

関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	2以上	6を超える
	2未満	全て
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	2を超える	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2以下	全て
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	全て
N	2以下	—

○ 区域の特徴

- ・水田、畑、集落、屋敷林等の農業景観を形成
- ・広がりのある青い空や水田や畑の明るい緑

○ 基準の内容

- ・農業景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限
- ・具体的にはY Rなど木や土といった自然の色に近い色相は彩度6、BやPのように構造物にあまり使われてこなかった色相は彩度2、その他は彩度4を超える色彩を制限、さらにY Rで明度2未満、それ以外の色相で明度2以下の暗く濃い色彩を制限

③ 関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域の色彩制限基準

関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から7.5Y	9以上	全て
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	9以上	全て
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上	全て
	9未満	2を超える
N	9以上	—

○ 区域の特徴

- ・山地、丘陵とそれに接する台地のみどりの自然景観を形成
- ・木々の緑や奥行きのある山並みの深みのある緑

○ 基準の内容

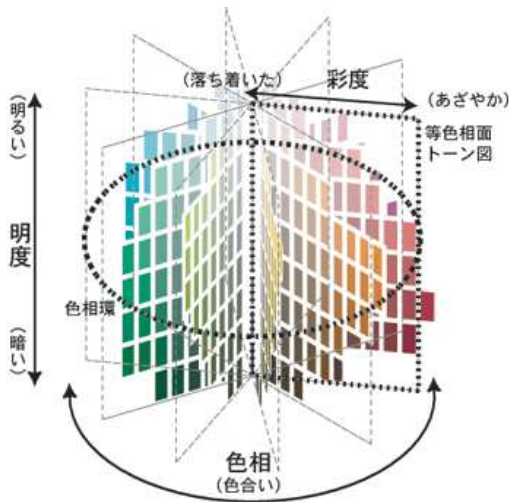
- ・みどりの自然景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の高い浅く明るい色彩を制限
- ・具体的にはY Rなど木や土といった自然の色に近い色相は彩度6、BやPのように構造物にあまり使われてこなかった色相は彩度2、その他は彩度4を超える色彩を制限、さらに全ての色相で明度9以上の浅く明るい色彩を制限

■ 色彩制限基準について

景観形成のルールの色彩制限基準は、色彩を客観的・具体的に示す方法として JIS Z 8721（マンセル表色系）を採用しています。JIS Z 8721 では色相、明度、彩度の3要素の組み合わせによって1つの色を表します。

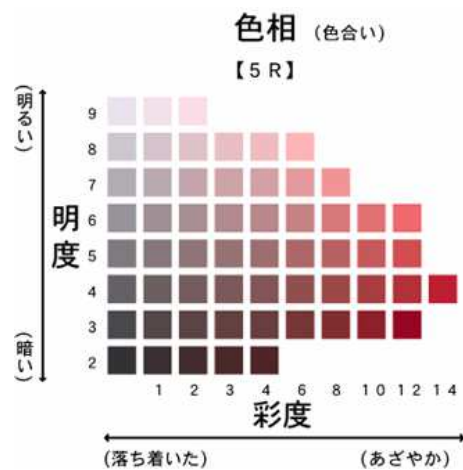
■ マンセル色立体

色相、明度、彩度の関係を立体的に表したもの



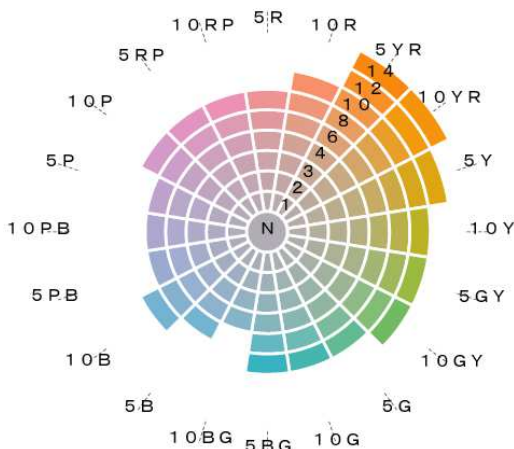
■ 等色相面（色相 5 R）

同じ色相の色が明度と彩度に応じて並んだ図



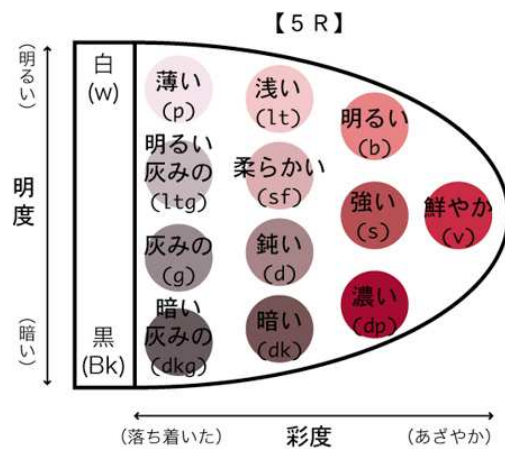
■ 色相環（明度 7）

同じ明度の色が色相に応じて環状に並んだ図



■ トーン図

同色相色の印象(色調)が明度と彩度に応じて並んだ図



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

1 公共施設の外観の色彩

■ マンセル表色系による色の表示方法

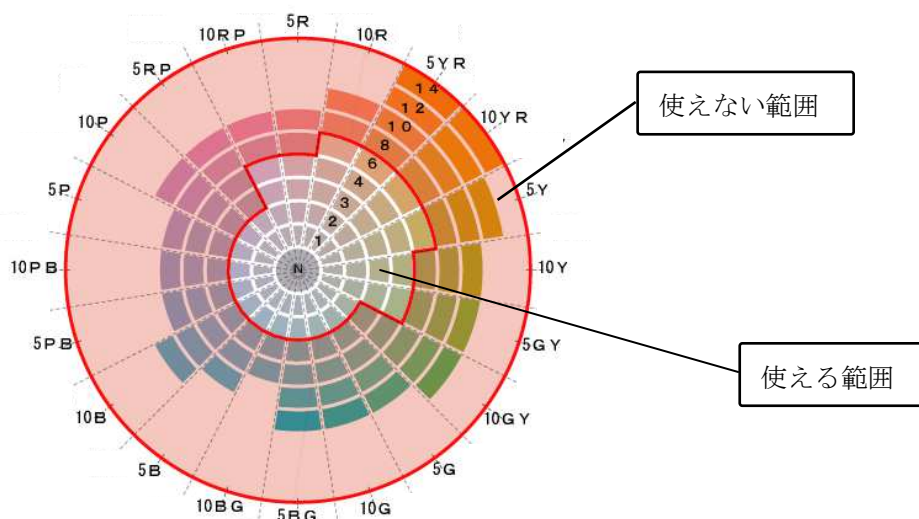


色相：色相は色合いを表示するもので、赤（R）や、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）の10色相で表し、それぞれ5を中心とした1から10の数値で細分しています。

明度：明度は明るさを表し、0から10の数値で表しています。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

彩度：彩度は鮮やかさを表し、0から14程度の数値で表しています。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。また、彩度が0で無彩色（白～灰色～黒）となります。

■ 明度7の色相環における公共施設の外観の色彩制限基準

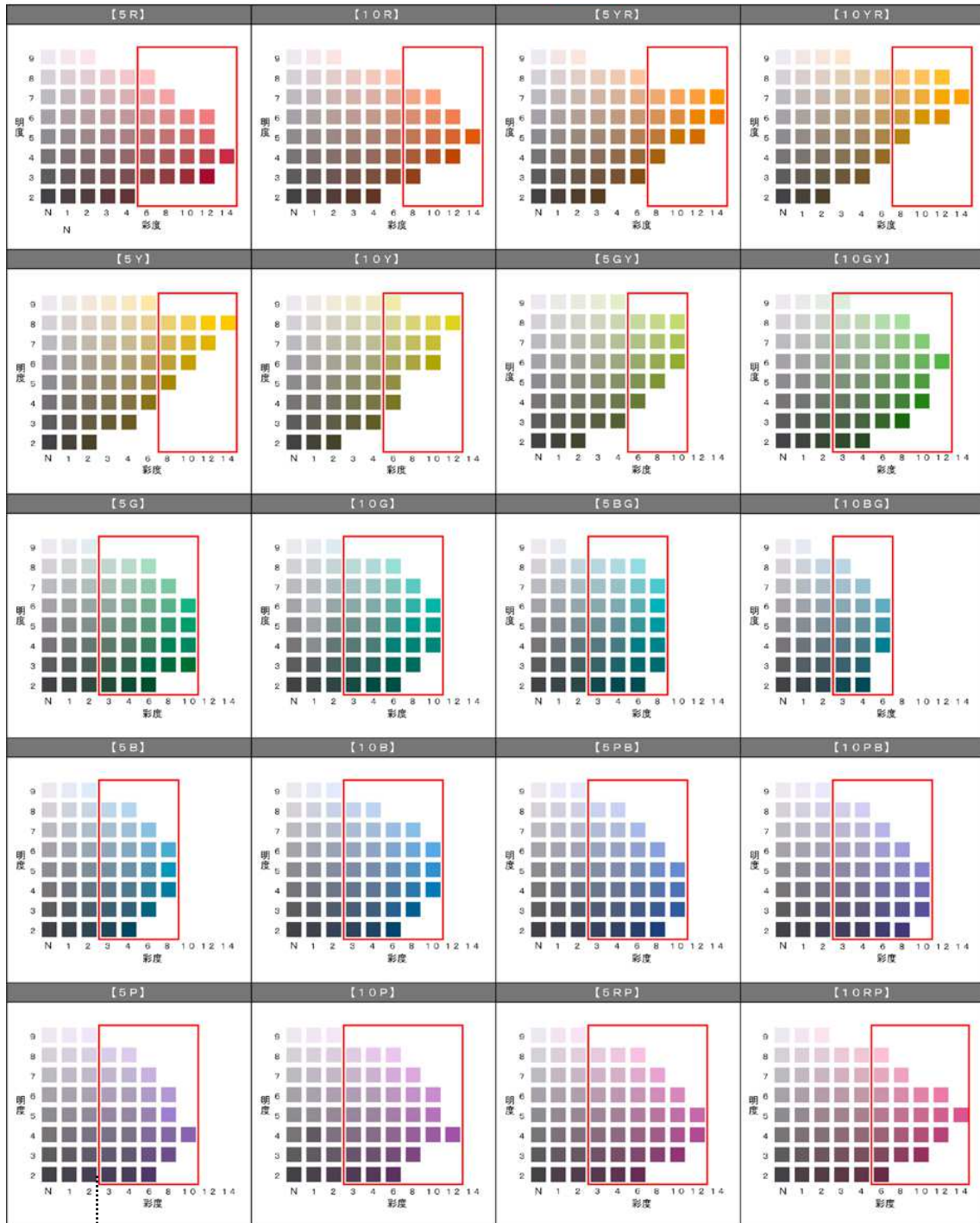


※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

■ 代表的な色相別の制限基準

① 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている区域

: 制限される範囲



→ 2を超える彩度のものが制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

1 公共施設の外観の色彩

② 関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域

: 制限される範囲

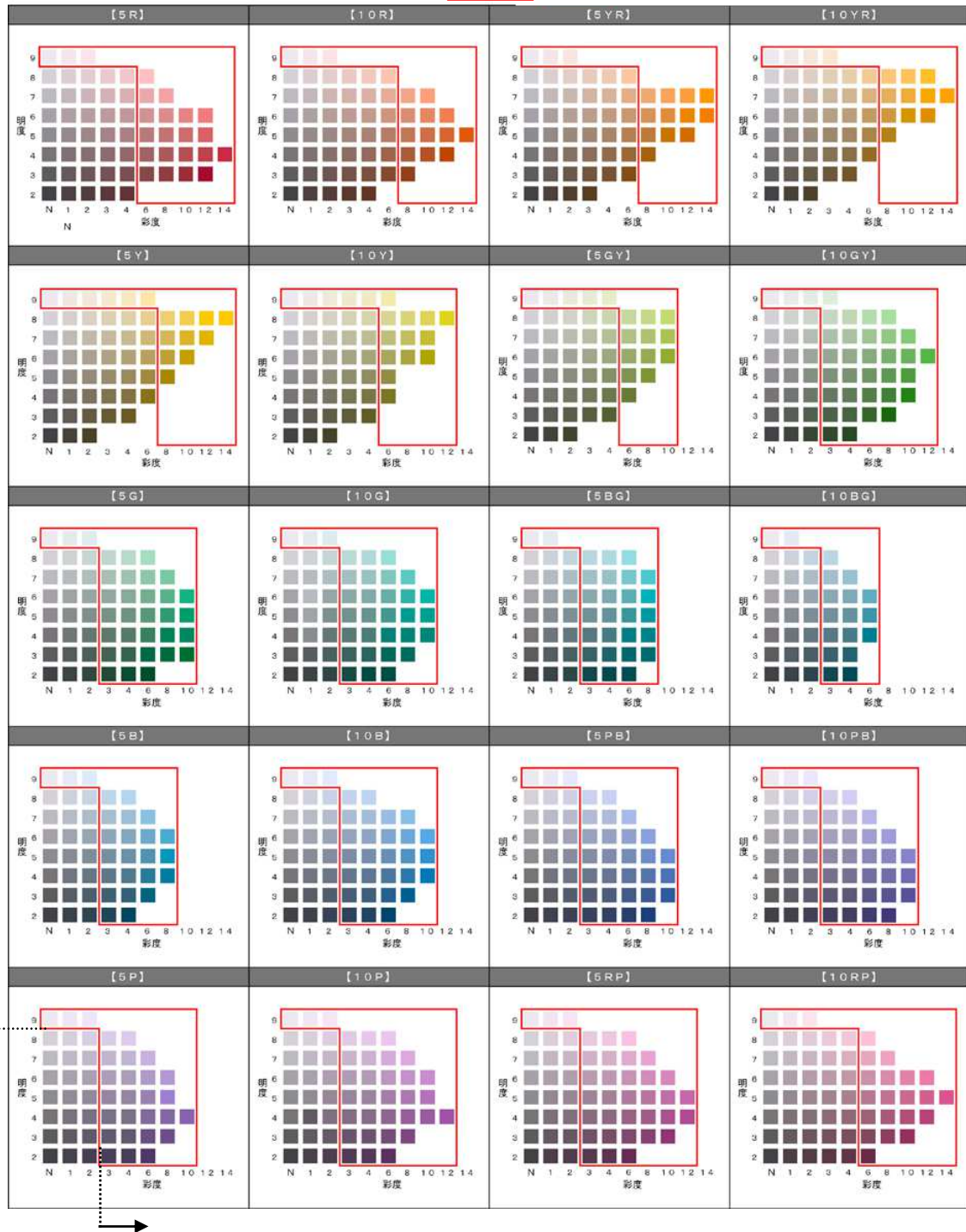


明度が2以下又は彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

③ 関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域

: 制限される範囲



明度が9以上又は彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

1 公共施設の外観の色彩

色彩制限基準の事例

- ゲートの塗装塗り替えを行う場合…
(関越道より東側で用途地域が定められていない区域)

1 このゲートの色彩は、

マンセル表示で 1 0 B 7 / 8 です。 P 49



2 色相「1 0 B」は「7. 5GY から 7. 5RP」の間にあります。

P 47

関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域

色 相	明 度	制 限 する 彩 度
7. 5R から7. 5Y	2以上	6を超える
	2未満	全て
7. 5RPから7. 5R (7. 5RIは含まない) 7. 5Yから7. 5GY (7. 5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	全て
7. 5GYから7. 5RP (7. 5GY及び7. 5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	全て
N	2以下	全て

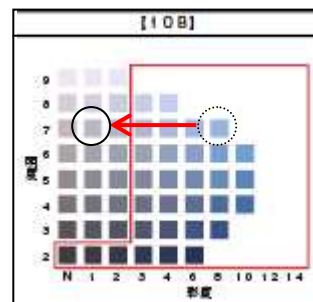
3 明度7は、表中の「2を超える」になるので、制限する彩度は2を超えるものとなります。
(2を超える彩度は使用不可)

関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域

色 相	明 度	制 限 する 彩 度
7. 5R から7. 5Y	2以上	6を超える
	2未満	全て
7. 5RPから7. 5R (7. 5RIは含まない) 7. 5Yから7. 5GY (7. 5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	全て
7. 5GYから7. 5RP (7. 5GY及び7. 5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	全て
N	2以下	全て

4 「1 0 B 7 / 8」は彩度8なので使えない色彩となります。

5 塗り替えに1 0 Bを用いるときは、彩度が2以下になるようにしてください。



: 制限される範囲

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

お手本の事例

- ゲートの色（関越道以東）
10YR 3/2
制限される範囲に入らないので使用
できる



残念な事例

- ガードレールの色彩（関越道以西）
7.5GY 7/10
制限される範囲であるため、原則として使
用できない



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

2 サインの色彩

第5-2

公共施設に設置するサイン（建築物の屋内に設置するものを除く）の地色（文字と図以外の部分）は、原則として彩度6を超える色彩としない。

ただし、地域の個性や賑わいの創出などのため、総合的にデザインする場合はこの限りではない。

■ 案内サイン、懸垂幕や横断幕が対象となります。

お手本の事例

■ 地域の個性創出のため総合的にデザインされたサイン



個性的な景観計画の事例

- サインの地色は基準を超えて鮮やか過ぎるが、総合的デザインとして地域で統一することで賑わいを創出している。



ヒント！

カラーユニバーサルデザインガイドブック

サインを作成するときは、カラーユニバーサルデザインガイドブック（埼玉県平成26年7月改訂）を参照して、カラーユニバーサルデザインに配慮してください。



(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/documents/ud_saitama.pdf)



埼玉県

3 占用許可

第5-3

公共施設に民間の屋外広告物等の占用を許可する場合は、1の「公共施設の外観の色彩」及び2の「サインの色彩」のルールを準用する。

■ 道路区域内と河川区域内の占用、公園内の占用・設置等が対象となります。

■ 屋外広告物等には、電線共同溝の地上機器などの占用物件も含む。



お手本の事例

■ 周辺環境に調和した色彩の自動販売機が、都市のまち並みに馴染んでいる。



お手本の事例

- 落ち着いた色彩のある看板が、まちなみに馴染んでいる。



残念な事例

- 景観に配慮して電柱を茶色の色彩にしているが、そこに設置している看板が鮮やかすぎる。



- 鮮やかすぎる色彩の看板
(10G 5/10)



- 彩度6の看板
(10G 3/6)



- 落ち着いた色彩のある看板
(7. 5G 4/4)

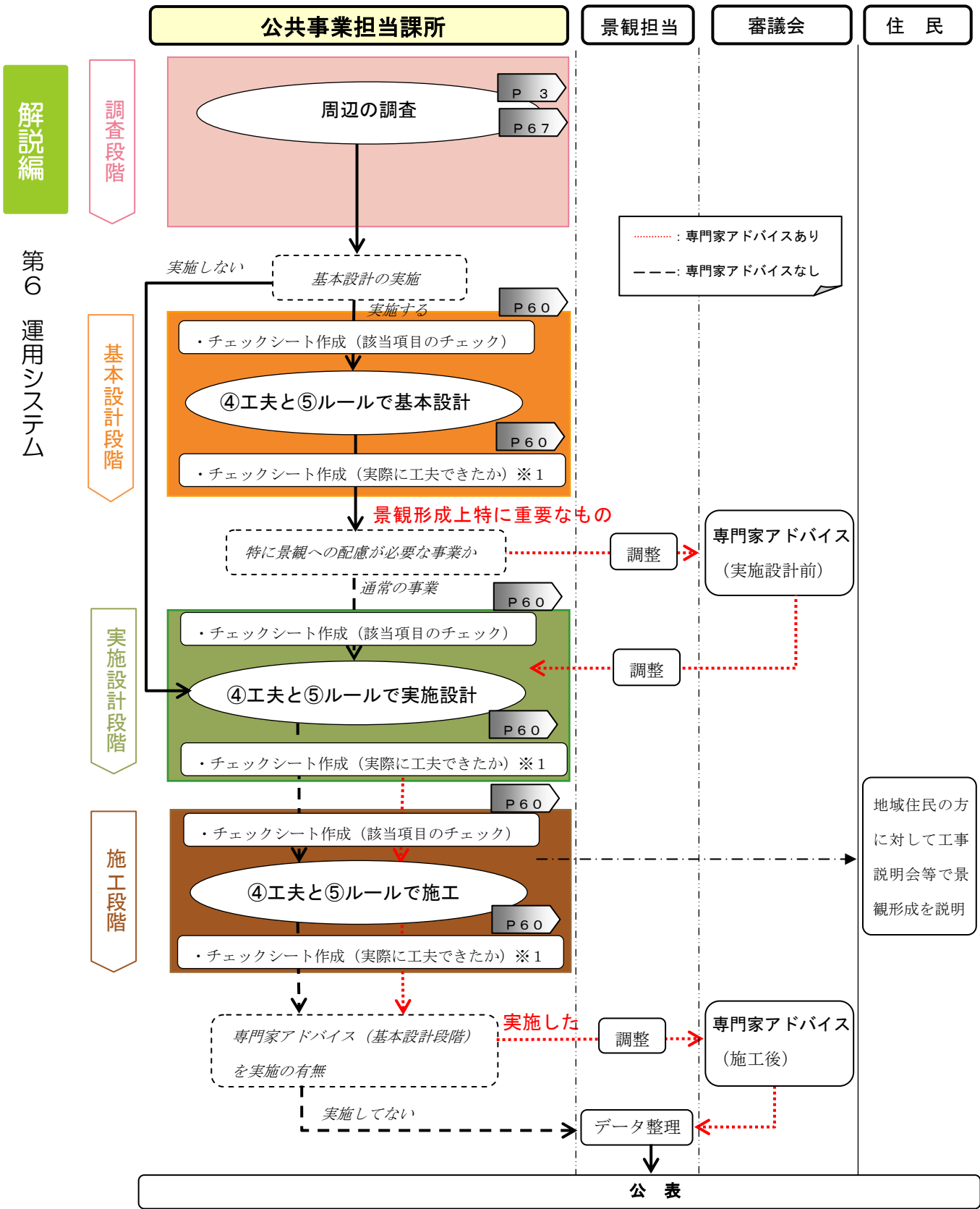


使用可能な色彩

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

実施フロー

埼玉県公共事業景観形成指針の実施フロー



※1 設計又は工事完了後、チェックシートに写真を添付して田園都市づくり課にメールで送付する。

※2 審議会が、基本設計を実施した事業から「景観形成上特に重要なもの」を判断して対象事業を定める。

様式 1

埼玉県公共事業景観形成指針チェックシート（平成 25 年度改訂版）

本チェックシートは、県の公共事業による景観形成の向上を実現し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与するため運用するものです。埼玉県景観条例第 19 条により、公共事業担当課所の発注事業には運用システムが適用されます。（埼玉県公共事業景観形成指針第 6）

対象事業に該当する場合は運用システムに基づき、チェックシートの提出が必要となります。

起工時及び完成時に、次ページ以降 1・2 の【共通】及び【該当する事業分類項目】をチェックし、完成後に完成写真 1 枚以上（設計業務委託の場合は現況写真）を添えて、田園都市づくり課景観・屋外広告物担当(a5540-01@pref.saitama.lg.jp)に電子メールで提出して下さい。

「全ての設計業務委託」及び「1,000 万円以上の工事」のうち、下記のいずれかに該当する場合は対象事業となります。

〈景観配慮の必要性が高い区域における事業〉

- 国立公園、県立自然公園の区域内（森林管理道は除く）
- 重要伝統的建造物群保存地区（川越市の一部のみ指定）
- 景観地区（現在、指定はありません）
- 景観協定（オレンジ吉川美南地区景観協定〔吉川市〕、結美の丘景観協定〔さいたま市〕、ブルームスクエア志木・新座景観協定〔新座市〕、ことのは越ヶ谷景観協定〔越谷市〕）の区域内

〈景観配慮の必要性が高い工種〉

- 園地（都市公園に限らない、ポケットパーク・親水施設・庭園等を含む）
- 橋長 2.5m 以上の橋梁（耐震補強・修繕のほか、仮設や製作のみの場合は除く）、水門
- 電線地中化
- 塗装（塗替えを含む）
- 建築（建築設備、屋上防水、内装、解体、耐震補強のみのものを除く）
- 計 L=100m 以上にわたり、照明灯や植栽帯（柵）、転落防止柵等（ガードレールやボラードを含む）が設置される道路・街路
- アスファルト舗装、コンクリート舗装以外の舗装をする道路・街路（自然石舗装、レンガ舗装、コンクリートブロック舗装、コンクリート平板ブロック舗装、磁器タイル舗装など）
- 河川や湖沼、用水路等の水面が（工事箇所から）眺められる道路・街路
- 計 L=100m 以上の擁壁、護岸等が整備される事業

- ※ 災害復旧や災害防除等の事業は対象外とする。
- ※ 地盤改良や路盤、杭等、将来的に地表に現れない部分のみの工事は対象外とする。
- ※ 雑草刈払い等の維持管理工事や補修工事は対象外とする（塗替え工事は対象）。
- ※ ほ場整備事業及び整備済地区における事業は対象外とする。
- ※ 市町村等からの委託工事など、市町村等に帰属する公共施設の整備事業は対象外とする。
- ※ 同一年度に完了する複数工区の工事は、1 件として取り扱うものとする。
- ※ 設計業務委託と工事を同一年度に実施する場合は、1 件として取り扱うものとする。
- ※ 本チェックシートにおいて「街路」は沿道に建物が並ぶ市街地の道路、「道路」はそれ以外を指す。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

基本情報

記入者 情報	課所名	〇〇県上整備事務所
	担当名	道路施設担当
事業名	県道〇〇線 道路改築工事（〇工区）	
事業概要	事業分類	道路改築 L=〇m、 W=〇m
	道路・橋梁	
事業場所	〇〇市〇〇町〇丁目地内	
事業期間	平成 29 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月	

各項目は景観デザインの基本的な考え方を示したものです。経済的制約条件を含め、各項目の工夫が望ましいかどうかは現場の状況に応じて判断されるものですので、工夫の適用を強制するものではありません。

1	眺められる対象としての工夫	【共通】及び【該当する事業分類】をチェック
2	眺める場所としての工夫	【共通】及び【該当する事業分類】をチェック (森林管理道、河川の管理用通路、土地改良事業などは対象外)

1 眺められる対象としての工夫 について

【共通】

- 色彩制限基準に該当する色彩は各立面の 1 / 3 以下とする。
舗装、護岸など「各立面」が考えられないもの場合は色彩制限基準に該当する色彩は使用しない。
(指針の解説 P.45～54、<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/keikan-top/#shishin>)
※無着色の石、土、レンガ、コンクリート、木材の他、耐候性鋼材や溶融亜鉛メッキ等は色彩制限基準に該当しない色彩として取り扱います。
※周辺の環境や構造物と調和した色彩を使用するよう心がけてください。
- 同一の断面形状が長く連続しないように（単調に見えないように）する。
- 特に景観的配慮を要する場所では、転落防止柵等が閉鎖的に感じられないようにする。
- 水際線が直線的にならないようにする。
- 道路と河川、道路と公園、河川と公園などの境界部を一体的にする。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

特に景観的配慮を要する場所では、舗装材（ブロック材）はなるべく小さい材料を使用する。

舗装面に適度な大きさと輪郭線の複雑な図を取り入れる。

植栽する箇所には地面に起伏を施す。

単調なコンクリート壁に造形（スリットや笠木、支壁のデザインなど）を施す。

敷地内に既存の自然環境を保全する。

埼玉県産材の利用により地域性を表現する。

形態意匠により地域性を表現する。

重要な目印となる地点にランドマークとなる樹木を配する。

十分な幅員を有する植栽帯を設ける。

郷土樹種等に考慮し、四季を感じられる樹木や草花を植栽する。

【道路・橋梁】

地形を生かした線形計画や、高架構造・上下線分離構造の採用等により、周辺の地形に調和させる。

法面の表情を和らげる。

道路敷に既存の樹木を保全する。

橋梁の形態意匠は周囲に与える圧迫感を和らげるものとする。

シンプルで透過性の高い高欄デザインを採用する。

【街路】

歩車道幅員比(Ds/D)をできるだけ大きく（見えるように）する。

特に景観上の配慮を要する街路において、車道部の舗装材料に変化をつける。輝度の高い塗装材の使用を避ける。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

特に景観上の配慮を要する街路において、道路境界部または歩車道境界部の境界線をなるべく直線的にしない。

【河川・調節池等】

場所にあった材料を使用し、護岸の表情を和らげる。

良好な河川環境の形成を実現するため、多自然川づくりを基本とした川づくりとする。

【園地】

築山などにより地形をつくる。

園路を直線的な形状にしない。

【建築・まちなみ】

周辺の景観資源の眺めが阻害されないように、建物配置・形状を工夫する。

周辺との連続性を意識した調和した素材・色彩とする。

道路の延長線上に、ランドマークとなるような建築物を配置する。

沿道部分を道路と一体化させる。

木材の利用や良好に維持される壁面の緑化等により、柔らかな雰囲気を持たせる。

歴史的建築物を再生し活用している。

屋上設備等の付加要素が外部から直接見えない（目立たない）ように工夫する。

サイン類のデザインの統一を図る。

【自由記述欄】

堀の景観を活かすため、30mm程度の横格子を使った透過性の高い転落防止柵を採用した。また、色彩も落ち着いたダークグレーとし、周囲になじませた。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

2 眺める場所としての工夫 について

【共通】

山岳や建造物、水面等の景観資源が適度な見込み角で見える位置に眺望点（視点）を計画する。

（景観資源：）

スロープや比高の小さい段差の活用により、柵等による視方向の立ち上がりを抑える。

樹木が眺望を妨げないように配慮する。

要所にベンチを設置する。また、ベンチから見せるものを意識して、ベンチの配置や向きを計画する。

ベンチは床仕上げによる分節やポケットパーク、植え込み等により自己領域（自分自身のヒューマンスケールな空間）を形成する。

ベンチの座面や床材、柵の手すりなどの部分に木材を使用する。

集客地の滞留用拠点では、飲食サービスが提供されるようにする。

水際をできるだけ緩い斜面とするなど、水面に近づきやすい（を眺めやすい）視点場を形成する。

高圧線鉄塔等への視線を遮る。

【道路・橋梁・街路】

山岳や建築物などがアイストップとなるように線形を計画する。

（景観資源：）

特に景観上の配慮を要する場所において、電柱、街路灯や電線共同溝の地上機器等をできるだけ壁面に寄せるようにする。

良好な沿道景観が眺められる場所では、視方向の立ち上がり（街路樹、街路灯、ガードレール、ポラード等）ができるだけ目立たないようにする。

（景観資源：）

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

標識、照明、信号、電柱などの一部を共架する（電線地中化も含む）。ストリートファニチャーの色彩や形態に一体感を持たせる。

歩行者通行量の特に多い街路等では、車道部との位置関係を十分に考慮して休憩スペースを整備する。

道路敷に余裕がある場合、路肩や歩車道境界部をソフトショルダー（自然な起伏のある幅広の路肩）とする。

【河川・調節池等】

特に景観上の配慮を要する場所では、ヒューマンスケールな親水空間を整備する。

天端部・法面・護岸を一体的に整備することや、高水敷を利用可能な空間として整備することにより、居心地よく眺める場所を整備する。

(景観資源:)

【建築・まちなみ】

水辺や樹林など、外部の既存の景観資源が眺められるようにする。

(景観資源:)

中庭や屋上庭園、デッキ等の設置により、明るく開放的な視点場を整備する。

T字路・Y字路・カーブなどを多用したまちなみを形成する。

【自由記述欄】

堀側の植樹は景観を阻害しないように50mおきに配置した。

資料編

周辺の景観資源を探すときの参考
見直しの背景等
市町村の窓口（別添）

■ 周辺の景観資源を探すときの参考

景観資源は、自然景観や歴史的景観など、その地域がどのような地域であるのか、私達が理解するヒントを与えてくれるものです。私達は、景観資源を眺め、感じ、その地域がどのような地域なのか判断します。

① 水と緑のつながり景観資源

- 多自然型護岸として整備された都市河川（さいたま市）



- 県土の軸を成す丘陵地がつくる緑の連なり（ときがわ町）



- 埼玉県では珍しいまとまった棚田。住民の方々が活動し保全している。（横瀬町）



彩の国景観賞受賞（平成20年度）

- 広がりのある農地景観。トラストの森とその前に広がる水田を保全するために様々な活動をしている（宮代町）



彩の国景観賞受賞（平成19年度）

② 歴史のみち・まち景観資源

■ 越谷宿の街並み（越谷市）



■ 鳩ヶ谷宿の街並み（鳩ヶ谷市）



■ 蕨宿の街並み（蕨市）



■ 鴻巣宿の街並み（鴻巣市）



③ 誇れる住まい景観資源

○ 地区計画や建築協定など地域のルールをつくっている街並み

- 建築協定により四季の花を植栽するなどルールをつくっている住宅地（越谷市）



彩の国景観賞受賞（平成元年度）

- 地区計画により緑化などにルールをつくっている住宅地（幸手市）



- 美しい景観を持つ農山村集落（秩父市）



- 日本のむら景観コンテストを受賞した関東有数の天空の里（秩父市）



④ いきいき産業景観資源

○ 特徴的な工場など景観をつくり出す産業施設

- かつて養蚕で栄えた歴史を後世に伝えている高窓の里（本庄市）



彩の国景観賞受賞（平成20年度）

- 足袋づくりの歴史と伝統を後世に伝えるため、足袋の原料を商っていた建物を改修した店舗（行田市）



浮き城のまち景観賞受賞・行田市（平成20年度）

○ 木材やレンガなど景観をつくる地場産の素材

- 地場産業の木材を利用した駅舎（ときがわ町）



彩の国景観賞受賞（平成2年度）

- かつて地場産業だったレンガを利用した記念館（深谷市）



⑤ 都市の魅力景観資源

- 地域のシンボルになっている橋梁
(さいたま市)



彩の国景観賞受賞（平成13年度）

- 魅力ある街並みを創出している公共施設（さいたま市）



⑥ 彩の国景観賞

埼玉県景観アクションプランに基づき、良好な景観形成に貢献している建築物や工作物、まちづくり活動などを表彰しています。



○ たてもの・まちなみ部門

- ・良好なまちなみ景観の形成に寄与する建築物や工作物など
- ・歴史・文化の保全など良好な景観形成に寄与する建築物や工作物、まちなみなど

■ 彩の国景観賞 2008 受賞
秩父市立第一中学校（秩父市）■ 彩の国景観賞 2007 受賞
クラリオン本社事務所・技術センター（さいたま市）

○ 心にうるおい部門

- ・みどりをを用いるなど身近な生活環境にうるおいを与える建築物、公園、緑地など
- ・住民が主体となったまちづくりの活動や良好な景観を守り育てる活動など

■ 彩の国景観賞 2008 受賞
越辺川の八幡橋（坂戸市）■ 彩の国景観賞 2008 受賞
みやしろの顔・進修館四季の丘（宮代町）

⑦ 景観資源データベース

県内にある景観資源を県民の方々とともに掘り起こし、県のホームページで県内外にアピールしています。県と県内市町村で組織している埼玉県景観行政連絡会議で運営をしています。



(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikan-shigen/20160331.html>)



埼玉県ホームページ



景観資源データシート

■ 見直しの背景等



旧指針

埼玉県公共事業等景観形成指針（平成4年1月）

上位計画

景観形成基本計画（H3.9）

- 県内の景観整備の先導的役割
- 県が率先して手本となるような優れた高質の景観整備を実践

指針の目的

- 公共施設の先導により、景観形成を誘導（主役は公共施設）

内 容

- ・ 周辺景観を先導する
- ・ 周辺景観と調和する

新指針

埼玉県公共事業景観形成指針（平成21年4月）

上位計画

景観アクションプラン（H18.3）

- 景観資源を活用した良好な広域景観形成を図るための指針へ見直す
- 公共事業における計画調整の仕組みを検討する

指針の目的

- 景観資源を活かして、良い景観を創出（主役は景観資源）
- 公共施設の先導により、景観形成を誘導（主役は公共施設）

内 容

- 良い景観をつくる、みせる
 - ・ 景観資源をつくる（先導と調和）
 - ・ 景観資源を探し出し、眺めやすく、眺める場所を心地良く
- 模範を示し、波及させる
 - ・ 公共施設の色彩制限基準
 - ・ 屋外広告物の占用条件に色彩制限基準
- 公共事業での一貫性を確保する
 - ・ チェックシートの作成
 - ・ 専門家アドバイス（埼玉県景観審議会に設置）

1 さらに良くするための工夫

2 みんなで守るルール

3 運用システム

埼玉県公共事業景観形成指針

1 さらに良くするための工夫

※公共施設に必要な機能と安心・安全を確保した上で！

景観形成の方向性	景観資源をつくる	
	(先導) 自ら景観資源となる工夫	(調和) 周辺の景観資源の邪魔をしない工夫
対象区分	外から公共施設を眺める	
対象施設	道路、橋梁、河川、公園、建築物	

景観形成の方向性	景観資源を引き立てる 新	
	周辺の景観資源を眺めやすくする工夫	眺める場所を心地良くする工夫
対象区分	公共施設から景観資源を眺める	
対象施設	道路、橋梁、河川、公園、建築物	

2 みんなで守るルール

新

- 公共施設と公共サインに『色彩の制限基準』
- 屋外広告物の占用条件に『色彩の制限基準』

3 運用システム

新

① チェックシートの作成

- 対象事業毎にチェックシートを作成

基本設計を行う事業で特に景観への配慮を必要とする事業

② 専門家アドバイス

- 実施設計前に実施
- 施工後に実施

③ 公表

- 専門家アドバイスの内容等を県のホームページで公表
- 県民への事業説明会等で情報提供

- 邪魔な立ち上がりが無いと、景観資源は眺めやすい



- デザインをいかし心地良くしたベンチからは景観資源が良く眺められる



- 落ち着いた色彩の看板は、樹木の緑を引き立てる



資料編

見直しの背景等

早わかりガイド

P 59

指針全体を把握する（実施フロー）

基本設計または実施設計を行う前には

P 67

周辺を調査する

基本設計または実施設計を行う時には

P 31

景観を良くするための工夫をして設計する

P 46

色彩等のルールを守って設計する

P 60

チェックシートを作成する

施工する時には

P 31

景観を良くするための工夫をして施工する

P 46

色彩等のルールを守って施工する

P 60

チェックシートを作成する